

# 11章 国際漁業再編と大学の情報発信

片岡 千賀之

## 1 節 大学からの情報発信

水産経済学を専門分野としているので、現場に接して水産業の動向や将来展望について調査したり発言する機会が多い。東シナ海・黄海の200カイリ問題もその1つである。長崎は、東シナ海に面し、以西底曳網やまき網漁業などが盛んであるが、日本を含め沿岸国が国連海洋法条約を批准して200カイリ経済水域を設定したので、これら漁業も大きな影響を受けることになる。たまたま研究室に中国、韓国からの留学生がいて、それぞれの国の情報収集とその解析が可能になったこともあって、200カイリ問題にもかかわるようになった。

東シナ海・黄海の漁業や資源についての研究は多いが、その多くは自国の特定の漁業、あるいは特定の資源に関するもので、海域全体にわたる漁業や資源の動向に触れたものは少なく、また、200カイリ体制によってどの国のどの漁業がどのような影響を受け、再編されていくのか、各国の漁業・資源管理と全体との関わりといった政策的視点が希薄である。

そうした研究状況を踏まえて、全体的な見地から調査研究を進めているが、200カイリ問題がクローズアップされるにつれ、マスコミからの問い合わせや話をする機会が増えている。これまでに、韓国の麗水市、中国の寧波市と象山区、台湾の蘇澳市と台北市、日本では福岡市と長崎市で話をしたり、討議をする機会があった。それぞれが、地域漁業の立場や課題を検討するきっかけになれば、大学からの情報発信も意義があるのではないかと考えている。

以下では、東シナ海・黄海に焦点をあて、日中、日韓漁業協定のもとにおける各国の漁業展開とその社会経済的条件、および最近の操業状況を検討したうえで、漁業協定の改訂=200カイリ体制への移行に伴う漁業への影響評価、各国の資源・漁業管理の現状と課題について述べることにする。

とはいえ、1998年9月末現在、日中の新漁業協定はまだ発効しておらず、日韓の漁業協議は基本合意に達した段階で、流動的な要素や未確定な部分が多い

ことをお断りしておく。

## 2 節 東シナ海・黄海における漁業勢力の変化

まず、従来の日中、日韓漁業協定という枠組みのなかでの漁業勢力の変化をみていこう。

国交回復とともに、1965年に日韓漁業協定、1975年に日中漁業協定が結ばれた（中国とは以前に民間協定があった）。両協定の趣旨は、中国や韓国近海では日本漁船の操業を規制するものの、漁業は原則的に自由であり、取締りは旗国主義（漁船が所属する国が取締りを行なう。反対に沿岸国が取締り権限をもつことを沿岸国主義という）によるというものであった。漁業自由の原則は、1977年に日本が世界の大勢に準じて200カイリ漁業水域を設定した時も、領土問題などがあって東経135度以西の日本海西部と東シナ海には設定しなかったし、中国、韓国漁船には漁業協定があるという理由で適用しなかった点にも現れていた。

漁業の自由、あるいは200カイリ規制を全面適用しないことは、日本漁船が圧倒的に優位な時代にあっては日本の利益につながったし、当時、中国、韓国漁船が日本近海で操業するとは予想しなかったのである。

ところが、1980年代に韓国の漁業が発展し、1990年代になると中国の漁業が急成長を遂げてくる。それは東シナ海・黄海において顕著にみられたが、日本海では200カイリ規制で外国水域から閉め出された韓国の底曳網漁船などが操業するようになり、続いて近年、中国漁船も東シナ海を越えて進出してきた。

東シナ海・黄海における3カ国の底魚漁獲量の推移をみてみよう。中国は底曳網の漁獲量であり、韓国は沿岸での漁獲量を含み、日本は主に以西底曳網の漁獲量と基準は同じではないが、沖合での底魚漁獲量を示すといつてよい。1980年は中国が98万トン、韓国が68万トン、日本が21万トンであったが、1990年はそれぞれ162万トン、71万トン、8万トンとなり、さらに1995年は311万トン、45万トン、4万トンとなっている。

中国が一貫して増加、しかも1990年代に飛躍的に増加したのに対し、韓国は1990年前後を境に増加から減少に転じ、日本は減少の一途をたどり、非常に小

さな勢力となった。これは、中国漁船が漁場を拡大し、日本、韓国漁船を圧倒しながら、日本や韓国近海での操業を強めてきた過程であった。

それにしても3カ国の全体の底魚漁獲量は増加している。これは資源的な余裕があるというのではなく、反対に経済的価値の高い魚種（フードチェーンの上位にある大型魚種）から漁獲していくので、その漁獲量が減少し、また魚体が小型化して、経済的価値の低い魚種への移行が進んだこと、つまり乱獲が進行したことを意味する。各国の資源研究者の認識も底魚資源の悪化については共通しており、中国も底曳網の一斉禁漁を実施するようになった。

浮魚の漁獲は、中国は飛躍的に伸びているものの、日本と韓国の漁獲量も比較的安定しており、底魚の場合と違って、一方の漁獲が増加して他方の漁獲が減少するという関係にはない。ただ、資源的には、1990年頃からウマヅラハギやマイワシの漁獲が激減し、サバ、アジ、イカ類の漁獲に焦点が移っている。この魚種構成の変化は主に自然変動によるものであって、漁獲圧力の増加によるものではないと考えられる。

台湾についても触れておくと、台湾の沖合漁業は、1980年代には30万トン台で頭打ちとなり、1990年代には二十数万トンに低下している。沖合漁業の中心は、底魚を対象とする中小型トロールと浮魚を対象とするまき網漁業で、ともに東シナ海でも操業している。漁獲能率の低下が著しいのは中小型トロールで、まき網の漁獲量は増加・安定している<sup>2)</sup>。

各国の漁業競争は、コスト競争でもある。中国は低コストを武器に漁船勢力を増強して漁場を拡大している。経済発展に伴う水産物市場の拡大や魚価の高騰（日本への鮮魚輸出、台湾船への洋上販売）を背景としているが、最近では底魚を中心に生産性が停滞するようになり、一方、コストが急上昇して収益性が低下している。

韓国は、生産性が低いあんこう網（定置性漁具で、潮流にのって移動する魚を捕獲する）は衰退しているが、大型底曳網やまき網は魚価の大幅な高騰と漁船を長く使用して減価償却費を圧縮することで存続している。台湾も似た状況にある。韓国の場合は、最近の水産物輸入の自由化、ウォン安によって漁業条件が悪化している。

日本は生産コストが最も高く、魚価も低迷しているので競争力を失い、減船、

撤退が続いている。それでも、国際的な漁獲競争や資源変動によって残った漁船の生産性は上昇していない。

コスト削減のために、日本、韓国、台湾はともに乗組員の削減や中国人雇用を進めている。中国でも漁業労賃の高騰や労働力不足で、内陸部からの出稼ぎ者が増加している。

日本の沖合漁船の後退は、日本海にも広がっている。日本海ではさらに、韓国の小型漁船も進出しており、日本の沿岸漁業は、外国漁船によって資源が乱獲される、資源管理ができない、漁具被害を受けるということで、沖合漁業とともに200カイリ規制の全面適用を主張するようになった。日中、日韓漁業協定の見直しを求めたのである。かつて日本の沖合漁業が漁業の自由を主張していたことからすると、その主張を変え、200カイリ規制によって漁業の存続を図ろうとするようになった。

中国と韓国は、先に優勢となった韓国漁船が中国近海で操業するようになったが、1990年代に入ると中国の漁業が急速に発展して、韓国漁船、とくにあんこう網を圧倒するようになり、韓国近海に出漁するようになった。両国には漁業協定はなく、制度上は12カイリ領海まで操業できるが（韓国漁船は、日中漁業協定によって中国近海に設定された規制水域を自主的に守っている）、1992年に国交を回復したことを契機に、韓国は中国漁船の規制を模索するようになった。

### 3節 日中韓の入海操業状況

近年、日本の200カイリ水域においてロシア、韓国、中国、台湾漁船が操業している。ロシアは北海道周辺で0.2～1万トン、韓国は東シナ海、日本海西部、北海道周辺でスケトウダラ、サバ、サンマなどを15～20万トン、中国は東シナ海、日本海、北海道周辺でイカ、ウマヅラハギなどを2～6万トンを漁獲していると推計されている。台湾は東シナ海や北海道周辺に出漁しているが、その漁獲量は不明である。このうち、韓国、中国漁船の漁獲量は、漁船の視認状況などから推計されたものであるが<sup>3)</sup>、過小に評価されている。とくに、東シナ海では漁船の視認状況は九州北西部に限られているからである。

1表 各国沖合漁業の水域別漁獲量（1995年）

万トン

		漁獲量計	中国水域	韓国水域	日本水域
中国	浮魚	約 125	65 - 75	50 - 65	
	底魚	約 125	65 - 75	50 - 65	
韓国	浮魚	23	0	17	6
	底魚	40	12	25	3
日本	浮魚	32	3 - 8	5	19 - 24
	底魚	4	1	0	3

資料：片岡千賀之「東シナ海・黄海における漁業の国際的再編と200カイリ規制」『漁業経済研究 第42巻第2号』（1997年10月）77ページ。

注：中間線を想定した。尖閣列島をどちらに含めるかによって幅がでてくる。

中国は東シナ海「外海」の漁獲量のうち4～5割を外国水域での漁獲量とし、浮魚と底魚は全体の漁獲比で按分した。韓国と日本の水域別漁獲量は、業界の推計値などを参考にした。

われわれが集計した東シナ海・黄海での各国の沖合漁業の操業状況を1表に示す。この海域は400カイリに満たないので各国間の等距離線＝中間線によって水域を分け、また浮魚と底魚を分けて、各国がどの水域でどれだけ漁獲したのかを推定したものである。ただ、中国については東シナ海だけであり、水域別の漁獲量も大まかな推定である。また、尖閣列島をどちらの領土とするかによって、水域別の漁獲量に幅がでてくる。

①中国は、東シナ海の「外海」（馬力制限線の外側。馬力制限線は中間線よりは中国寄り）で255万トンの漁獲をあげているが、東シナ海全体の浮魚と底魚の比率は半々なので、「外海」でも半々だとみなし、さらに「外海」のうちでも外国水域での漁獲割合を4～5割とすると、韓国および日本水域で浮魚、底魚をそれぞれ50～65万トン漁獲していることになる。この数値は、黄海を含めれば、あるいは中国の高馬力船の隻数からすればあながち過大ではなからう。先ほどの数値とは大きな違いがある。

②韓国は、浮魚（大型まき網）漁獲量23万トンのうち、日本水域で6万トンを

漁獲しているものの、中国水域ではほとんど漁獲していない。底魚（大型の底曳網とあんこう網）は40万トンの漁獲で、うち中国水域で12万トン、日本水域で3万トンを漁獲している。

③日本は、浮魚（大中型まき網）の漁獲量は32万トンで、うち3～8万トンを中国水域、5万トンを韓国水域で漁獲した。底魚（以西底曳網）は4万トンの漁獲で、うち1万トンを中国水域で漁獲している。

この表から東シナ海・黄海に200カイリ水域を中間線で引いたとすれば、それぞれどのような利害が発生するかを読みとることができる。全体的には、中国は日本と韓国から規制されたくない、韓国は中国漁船は規制したいが、日本から規制されたくない、日本は中国、韓国漁船を規制したいという関係になる。

しかし、各国の沖合漁業は、それぞれに入会って操業しており、しかも底魚か浮魚かによって、あるいは漁業種類によっても操業水域が異なるので、200カイリ規制について個別の利害関係をもっている。例えば、韓国の沖合底魚漁業は、あんこう網と大型底曳網に大別されるが、大型底曳網にも大型トロール、機船底曳網の1そうびきと2そうびきなどがあり、それぞれ漁場や対象魚種が違い、漁獲動向も異なっている。

外国漁船の一方的入漁となっている日本海の日本水域を合わせて考えれば、200カイリ体制に対する各国の利害はさらに拡大する。また、いうまでもなく、どの国の沿岸漁業者も外国漁船が自国の沿岸漁場で操業することには反対であり、200カイリ規制を望んでいる。

#### 4 節 日中、日韓漁業協定の改訂

このような利害関係の変化のなかで、1996年に3カ国とも国連海洋法条約を批准し、国内法を整備して、12カイリ領海、200カイリ経済水域を設定した。各国の主張する範囲は領土問題もあって一部が重複しているし、国連海洋法条約は沿岸国主義を謳っており、日中、日韓漁業協定における旗国主義とは異なるので、協議が始まった。領海、200カイリ経済水域、あるいは大陸棚の境界画定には時間がかかるので、漁業問題を切り離して協議が進んだ。

そして、1997年11月に日中は漁業協定を改訂した。双方が国内手続きを終わ

った段階で（日本は1998年5月に参議院を通過した）発効時期が決められる。新漁業協定は、国連海洋法条約の趣旨に沿って、双方は200カイリ経済水域を認めあい、沿岸国主義による管理を行なう、とした。ただし、両国が関係する東シナ海の南部（北緯27度から32度40分）は距岸52カイリを経済水域、その沖合を暫定水域とし、暫定水域では旗国主義による共同管理を行なう、尖閣列島を含む北緯27度以南は従来通りとする、東シナ海北部（北緯32度40分以上）の日本水域では中国の漁獲実績を尊重する、中国のイカ釣り漁船の入漁（主に日本海）を認める、これらのために共同委員会を設置する、と規定されている。

一方、日韓の間では改訂交渉が難航し、1998年1月に日本が漁業協定の終了通告をした。現協定は終了通告から1年間有効なので、4月から交渉が再開され、ようやく9月に基本合意に達し、新漁業協定に向けて動き出している。

基本合意の中味は、①日本海では、竹島（韓国では独島という）を中心に暫定水域を設定する。それには優良漁場である大和堆の一部を含む。また、東シナ海にも暫定水域を設定する（無人島である男女群島を起点とする場合としない場合の差）。暫定水域については、旗国主義による取締りとし、共同委員会が漁業別に操業隻数などを決める。

②暫定水域を除いては中間線で200カイリ経済水域を設定し、沿岸国主義をとる。200カイリ水域内での漁獲割当量は、現在、韓国が獲っている22万トンと3年後に日本が韓国水域で漁獲している10万トンにまで削減する。なお、資源の減少が著しいスケトウダラとズワイガニについては、3年を待たずして韓国への漁獲割当量をゼロにする。

詳細はこれから決まるが、韓国は日本の200カイリ水域内での漁獲量を3年間で半減させなければならず、ドラステックな減船、漁業構造の再編が避けられない。

さて、中韓との間でも並行して漁業協議が進められた（関係水域は東シナ海北部と黄海）。双方は、大陸棚の境界確定などで対立するので、現在、暫定水域を設定する方向で協議が続いている。

それぞれの漁業協議から以下の2点が結論づけられる。①200カイリ経済水域の境界画定と切り離して漁業協議を進めている、暫定水域が設定される、200カイリ水域と暫定水域の漁業・資源管理は異なる、といった点からして変

則的な200カイリ体制となる。

②漁業が優勢な国は、当初は沿岸国主義を認めなかったが、次第に受入れるようになった。そのうえで、相手国の200カイリ水域における実績尊重、暫定水域を広くとることなどを主張し、反対に漁業が劣勢な国は、沿岸国主義を主張し、暫定水域は狭い方がよいとした。前述したような漁業利害を背景としているのである。暫定水域は、各国が主張する200カイリ経済水域が重複する海域そのものではなく、実績確保の主張によって拡大された形で決まっており、漁業が劣勢な日本にとっては不利に拡大されている。

## 5 節 海洋分割と漁業の再編

200カイリ経済水域の設定や日中韓相互の漁業協議で、海洋・資源分割が進んでいる。とくに東シナ海・黄海は3カ国の経済水域に分割され、その間に暫定水域が入り込む形になる。また、北朝鮮は1977年から200カイリ経済水域を設定しており、台湾も1998年1月に200カイリ経済水域を設定した。

台湾は中国の一部であるが、実態的には2つに分断されており、台湾が設定した200カイリ水域と中国のそれとの関係、日中で取り決めた新漁業協定と台湾との関係など不明な点が多い。また、海域・資源が分割されただけでなく、それぞれの国の200カイリ水域、2国間の暫定水域での操業条件は同じではない。

一方、この海域には広域に漁場を利用している漁業が多い。表で示したように、国、漁業種類ごとに利用漁場が入り組んでいる。自国の200カイリ水域内だけで操業しているケースは非常に少なく、他国の200カイリ水域や暫定水域にまたがって操業している場合が多い。日本でいえば以西底曳網、大中型まき網、アマダイ延縄はすべて対外関係をもっている。

したがって、各国の200カイリ水域や暫定水域における第3国の取り扱い、相互に関係してくる。例えば、日中の暫定水域では、日中の漁船だけでなく韓国や台湾の漁船も操業している。その水域の韓国漁船をどう扱うかは、韓国が関係する水域で日本や中国漁船がどう扱われるかと連動するであろうし、台湾漁船をどう扱うかは、北緯27度以南の漁場利用ともかかわってくる。



それらの漁業がどうなるのかは、その運用にかかってくるが、はっきりしている点は、お互いが自国の経済水域あるいは暫定水域から第3国を閉め出しあえば、それらの漁業は漁場の一部を失うだけでなく、経営的に成り立たず、共倒れの可能性があるということである。

この場合でも底魚と浮魚は異なり、底魚は資源が減少しているのに、相互入漁は限定せざるを得ないのに対し、浮魚は資源が減少しているわけではないので可能性が高い。いかにして漁業への打撃を最小限にしながら、資源管理を進めるかという課題が残されている。

日本は、日中の間では、日本側の52カイリ以内は琉球海溝が横たわっており、沖合漁業にとって漁場価値はないといってよく、外国漁船との漁場競合を避け、生き残りを目指した以西底曳網やアマダイ延縄漁業にとっては、暫定水域で中国漁船と競争しながら操業せざるを得ない。大中型まき網は競争力が低いわけではないので、共同漁場としたことはその存続条件となった。韓国との基本合意では、韓国水域内での漁獲実績（全体で10万トン）が認められたので従来と同じ操業が可能となる。

中国は、暫定水域を広く確保したし、日本水域内での漁獲実績を確保したので、生産力拡充・漁場拡大路線は見直さざるを得ないにしても、自国漁業への打撃は比較的小さい。しかし、東シナ海北部と黄海では韓国との線引きいかんでは、大きな制約となる。

韓国は、日本との基本合意で、東シナ海に暫定水域が設定されたもののその水域は比較的狭く、日本水域での漁獲割当量が削減されるので、そこで操業している大型トロールやまき網にも影響が及ぶであろう。韓国にとって、中国との線引きと相互入漁、日中の暫定水域での操業確保が焦点になっている。

こうした多国間の相互入漁の仕組みをつくるには、2国間の共同委員会の所管範囲を越えており、統一的な調整機関を必要としている。

## 6 節 漁業・資源管理の現状および課題

日本の漁業・資源管理は、漁獲可能量（TAC）制度と漁獲努力量規制の二本立てで、政府が許可制度などを通じて主に沖合・遠洋漁業に適用している。

その他、沿岸漁業などでは自主的な資源管理も行われている。このうち、日中韓の漁業関係と関連してTAC制度について簡単にふれよう。

TAC制度は、国連海洋法条約が沿岸国に課した資源管理方法で、自国の200カイリ水域内において魚種別に最適利用水準で漁獲可能量を決め、その水準に達したら漁獲をストップする制度である。

日本は、国連海洋法条約を批准した翌年の1997年からTAC制度を実施している。初年はマイワシ、マアジ、サバ類、サンマ、スケトウダラ、ズワイガニの6魚種、1998年にはスルメイカが加わって7魚種となった。魚種の選定は、漁獲量が多く経済的に重要である、資源が減少している、外国漁船が漁獲している、という基準の一つに当てはまるものから大臣が指定して決める。これらすべての魚種を外国漁船が漁獲しているが、東シナ海ではマイワシ、マアジ、サバ類が該当する（東シ海の沖合漁業では大中型まき網が対象となる）。

日本の200カイリ水域のなかで操業している国のうち、ロシアは以前から協定に基づいて漁獲割当をしているが、中国、韓国漁船には200カイリ規制をしなかったためTAC制度は不完全であった。漁業協議の結果、両国漁船に対してもTAC制度を適用することになるが、暫定水域ではTAC制度はとれず、隻数の制限などによる管理となろう。

韓国では、1999年からマイワシ、サバ類、マアジ、ズワイガニの4種類でTAC制度の実施が予定されている。魚種の決定基準は日本の場合と同じであるが、TACの水準は漁業経営に打撃を与えないように漁獲実績に準じて決められている日本と違って、資源の最適利用を目標にすると思われる。

韓国には、政府補償による減船計画がある。200カイリ規制で外国水域から閉め出された遠洋漁船の削減、沖合・沿岸漁業でも過剰操業になっている業種については資源の最適利用に近づけるために漁船隻数の上限を設定し、順次、減船をしようというものである。1994～2004年にかけて13万トン余を削減する。その8割は沖合漁船で、東シナ海・黄海で操業している底曳網やあんこう網、まき網が主な削減対象である。日韓の基本合意で漁獲割当量が大幅に削減されたので、この減船計画にのせていくものとみられる。

台湾も漁獲能率が低下してきたので減船計画を進めている。1991～95年の5年間で船齢15年以上の漁船、約20万トン分を政府が買い取り補償するものであ

る。老朽船の減船では効果は少ないが、新規許可をしないので一定の効果は見込める。沖合漁業では過剰操業にある中小型トロールで大幅な減船が進められている。

日本にも減船事業はあるが、あくまでも業界の自主減船を補助するもので、計画的ではないし、必ずしも資源保を目的としているわけではない。

中国では、乱獲という認識が高まって、1990年代半ばには漁獲能力の抑制、漁業転換（養殖業、水産加工業、遠洋漁業への転換）、一斉禁漁を実施している。とくに底曳網漁業が対象になっている。このうち、禁漁期の設定は、1995年に始まり、当初夏期の2カ月間であったが、1998年は3カ月に延長された（北緯26～35度。それ以北と以南は2カ月）。タチウオを中心を資源回復の効果が現れているといわれる。政府による一斉禁漁の実施といった方式は、漁業許可が権利として成熟している日本ではとり得ない方式である。

TAC制度の実施には、200カイリ水域の確定、資源評価、漁業許可、漁業種類別割当て、速やかな漁獲報告、監視や取締りが不可欠であるが、そうした条件がない中国、台湾では困難であろう。

つまり、東シナ海・黄海における漁業・資源管理は、それぞれの社会経済条件を背景として、日本はTAC制度、韓国と台湾は減船計画、中国は禁漁期の設定といった方法が混在している。200カイリ水域内での入漁を認める場合でも、管理方法はさまざまな形態が予想される。この面からも各国の主権的権利を尊重しながら、各国間の調整が必要になろう。

すなわち、東シナ海・黄海における漁業問題は、変則的ながらも200カイリ体制へ移行しつつあり、その過程で国際間、あるいは国内漁業の構造変革を伴うし、漁業・資源管理にあたっては、国際的な調整が課題となっているのである。しばらくは、その行方に注目していきたい。

註：

- 1) 「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案参考資料」（平成8年3月）海洋法令研究会編著『国連海洋法条約関係法令の解説』（大成出版社、1997年）142ページ。
- 2) 台湾の漁業および減船計画については、山本忠「中国（台湾）の漁業と漁業管理」国際漁業研究会『世界の漁業管理 下巻』（海外漁業協力財団、

1994年)、周 耀恂「台湾海面漁業の現状と展望」『中日漁業交流研討会』  
(国立台湾海洋大学・台湾省水産学会、1997年)を参照。

**追記：**

その後、1998年11月に、中韓、日韓の漁業協定が署名された。日韓の新漁業協定は9月の基本合意を受けたものであるが、中韓の漁業協定では中間線をはさんで中韓同一面積となるように暫定水域と過渡水域(4年間)が設定された。これで日中韓3カ国の新しい漁業秩序が形成されたが、施行日、施行細目は現在(1998年11月末)のところ未確定である。